

訪問して買い取りを行う業者との契約に注意!

事例 「不要なものがあれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらぬ洋服等を出したが、「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。(60歳代 女性)



ひとことアドバイス



- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます。この期間内は業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を引き渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法になります。



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

12月11日から20日まで、警察では年末特別警戒を実施します。うそ電話詐欺

(特殊詐欺)の被害防止も運動の重点となっています。電話で「お金が帰ってくるのでATMに行くように」と言われたら還付金詐欺です。不審な電話があったら一人で判断せず、家族やまわりの人に相談したり警察に電話しましょう。「市役所職員」+「還付金」+「スーパーのATM」=「うそ電話詐欺(特殊詐欺)」



～冬場に多発する高齢者の入浴中の事故に注意～

入浴中の事故死は冬季に多く、12月から2月にかけて全体の5割が発生。

●事故を防ぐため以下のことに気をつけましょう。

1. 入浴前に脱衣所や浴室を温める。
2. 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安に
3. 浴槽から急に立ち上がらない。
4. アルコールが抜けるまで、また、食後すぐの入浴は控える。
5. 精神安定剤、睡眠薬などの服用後入浴は危険です。
6. 入浴する前に同居者に一声かけて、見回ってもらう。



◆入浴者の異常を発見した場合の対処法

1. 浴槽の栓を抜く。大声で助けを呼び、人を集める。
2. 入浴者を出せるようであれば浴槽内から救出する。直ちに救急車を要請する。(出せない時は蓋に上半身を乗せるなど沈まないようにする。)
3. 浴槽から出せた場合は、肩をたたきながら声をかけ、反応があるか確認する。
4. 反応がない場合には呼吸を確認する。
5. 呼吸が無い場合には胸部圧迫を開始する。
6. 人工呼吸ができるようであれば、胸部圧迫30回、人工呼吸2回を繰り返す。できなければ胸部圧迫のみ続ける。



12月・1月の消費生活法律相談

12月6日(木) 13:30～15:30

1月10日(木) 13:30～15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072